

特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する意見書

特殊土地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和二十七年に「特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで十二回にわたり期限が延長され、多大な成果をあげているところである。

しかし、近年、局地的な集中豪雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を引き続き講じていく必要がある。

また、特殊土地帯の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備についても、さらに推進する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、特殊土地帯の災害防除と農地改良対策を積極的に推進し、特殊土地帯の保全と農業・農村の振興を図るため、平成二十九年三月三十一日までとなっている同法の期限を五年間延長することについて、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年九月二十七日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 高市早苗殿

農林水産大臣 山本有二殿

国土交通大臣 石井啓一殿